

第 5786 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月31日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 内職に係る税金

Q：内職をした場合、どのような課税になりますか？

A：次のような課税になります。

【解説】

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。

ただし、次の①、②のいずれにも当てはまる人については、パート勤務の人とのバランスを図るため、必要経費が65万円に満たない場合は65万円(収入金額が限度になります)を必要経費として差し引くことができるとされています。

- ①家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする人
- ②事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない人

したがって、内職の収入が103万円以下で、他に所得がないという人は、パート勤務の人と同様に、所得税及び復興特別所得税はかからないこととなります。

また、配偶者控除や配偶者特別控除の適用についても、パートの人と同じ取扱いになっていますので、内職などの収入が103万円以下で他に所得がなければ、その者の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

